

農業委員会の農業委員の推薦及び応募について

農業委員会等に関する法律第9条の規定に基づき鳴門市農業委員会の農業委員について、下記のとおり農業者等に対して候補者の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者の募集をします。なお、推薦、応募をしていただいても、必ずしも委員に選任されるとは限りませんので、ご了承ください。

記

- 主たる業務 (1) 農地の売買や賃貸の許認可、農地転用の意見決定
(2) 転用違反等の是正指導
(3) 担い手への農地利用の集積
(4) 新規参入の促進
(5) 耕作放棄地の防止・解消
(6) 毎月の農業委員会及び各種会議・研修会への出席
- 定員 20人
- 報酬 14万5千円(年額) 実績により加算あり。
- 受付期間 令和5年1月10日(火)から令和5年2月10日(金)まで
- 推薦応募方式 市農林水産課窓口又は市公式ウェブサイトにある推薦、応募様式に必要事項を記入・押印のうえ、受付期間内に市農林水産課まで持参または郵送(期間内必着)で提出してください。
※持参の場合は開庁日の8時30分から17時15分まで
【送付先 〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地 市農林水産課】
- 任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで
- 身分 特別職の非常勤職員
- その他
 - ・農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。
 - ・推薦、応募の状況について、市公式ウェブサイトで公表します。推薦・応募様式にご記入いただきます内容は公表されますので、ご了承ください。
- ※住所、電話番号等法令に定めのない事項は除きます
 - ・推薦、応募をいただいた方は、農業委員会委員候補者評価委員会において総合的に評価します。
 - ・「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」及び「禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者」は農業委員になることができません。
- 個人情報の取扱 推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

◇問合せ◇ 産業振興部 農林水産課
TEL 088-684-1180